

佐倉市談合情報対応委員会設置要領

(目的)

第1条 市長が入札する建設工事等（工事又は製造の請負）、測量・建設コンサルタント・地質調査業務等の委託、物品等（物件の買入その他）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、佐倉市談合情報対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 対応委員会においては、次に掲げる事項の調査審議等をするものとする。

- (1) 入札執行前の談合情報に関すること。
- (2) 入札執行後の談合情報に関すること。
- (3) 契約締結後の談合その他行為に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 対応委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員長は、副市長を、副委員長は、財政部長をもって充てる。

2 委員は、企画政策部長、総務部長、土木部長、都市部長、危機管理部長、資産経営部長、上下水道部長、事業担当課を所管する部局の長、予算担当課を所管する部局の長をもって充てる。

3 各委員に事故があるときは、部局の主管課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 対応委員会の会議は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

2 前項に規定する対応委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

3 対応委員会の議事は、多数により決するものとする。ただし、可否同数の場合は、委員長が決するものとする。

(公正取引委員会への通報等)

第7条 入札執行前、入札執行後又は契約締結後において、第3条各号に規定する事項について、調査に値すると判断されたとき、第11条に定める事務局は、対応委員会に諮問し、市長の承認を得て公正取引委員会に通報するものとする。

(報告及び承認)

第8条 対応委員会は、会議の結果を速やかに市長に報告し、その承認を受けるものとする。

(マニュアル)

第9条 談合情報に関する事務処理のマニュアルは、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第11条 対応委員会の事務局は、佐倉市入札参加資格審査委員会規程（平成15年訓令第13号）第9条に規定する所属において処理する。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日より施行する。